

（第一類 第十四号）

第五回國會議院通信委員會會議錄 第十号

（三四二）

昭和二十四年五月六日（金曜日）

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事加藤隆太郎君

理事白井 佐吉君 理事松井 政吉君

理事田島 ひと君

大和田義榮君 風間 啓吉君

高塩 三郎君 橋本登美三郎君

降旗 徳弥君 松本 善壽君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

通信大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

（郵政局長） 小笠原光壽君

通信事務官

（貯金局長） 村上 好君

通信事務官

（簡易保險局長） 岡井彌三郎君

通信事務官

委員外の出席者

議員 成田 知巳君

專門員 吉田 弘苗君

專門員 稲田 穰君

四月三十日

委員田島ひと君辞任につき、その補

欠として神山茂夫君が議長の指名で

委員に選任された。

五月六日

委員神山茂夫君辞任につき、その補

欠として田島ひと君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

理事田島ひと君の補欠として田島ひと

君が理事に当選した。

四月二十八日

郵便貯金法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一五四号）（予）

郵便貯金法に基いて保管する証券の

整理に関する法律案（内閣提出第一

五五号）（予）

五月二日

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さ

ばき所に関する法律案（内閣提出第

一七〇号）（予）

四月二十七日

船越郵便局に集配事務開始の請願

（内海安吉君紹介）（第五六〇号）

西山郵便局に集配事務開始の請願

（田中角榮君紹介）（第五六一号）

同月二十八日

群岡村字徳澤に特定郵便局設置の請

願（大和田義榮君外十名紹介）（第六

一五号）

簡易生命保険及び郵便年金の融資再

開に関する請願（淺香忠雄君紹介）

（第六一六号）

同月三十日

中津町の電話交換方式改善に関する

請願（武藤嘉一君紹介）（第七五四号）

名古屋、妻木間直通電話架設の請願

（武藤嘉一君紹介）（第七五五号）

五月四日

通達業務一元化に関する請願（神山

茂夫君外一名紹介）（第七九一号）

諸吉本村触字八幡に無集配郵便局設

置の請願（西村久之君紹介）（第八五

三号）

中川村に郵便局設置の請願（森曉君

紹介）（第九〇四号）

簡易生命保険及び郵便年金の融資再

開に関する請願（松永佛骨君紹介）

（第九四七号）

仙臺簡易保険支局應舎新築の請願

（飯塚定輔君紹介）（第九八四号）

佐賀電話局の電話交換方式改善並び

に局舎新築の請願（三池信君外四名

紹介）（第九九七号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

簡易生命保険法案（内閣提出第四三

号）

郵便年金法案（内閣提出第七二号）

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一

部を改正する法律案（内閣提出第六

二二号）（予）

郵便貯金法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一五四号）（予）

郵便貯金法に基いて保管する証券の

整理に関する法律案（内閣提出第一

五五号）（予）

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さ

ばき所に関する法律案（内閣提出第

一七〇号）（予）

○社委員長 これより會議を開きま

す。

お諮りいたしますが、理事の田島ひと

君が委員を辞任いたしましたので、

理事が一名欠員になつております。こ

の際理事の補欠選任をいたしたいと思

います。理事の補欠選任につきまして

は、委員長に一任していただきたいと

思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○社委員長 御異議なしと認めまし

て、それでは田島ひと君がその後再び

委員となられましたので、同君を理事

に指名いたします。

○社委員長 次にお諮りいたします

が、成田知巳君より委員外発言を申し

込まれておりますが、これを許すに御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○社委員長 御異議ないようですか

ら、これを許します。

○成田知巳君 高松郵便局の火災に関

連いたしまして、ごく簡単に政府にお

尋ねたいと思います。御承知のよう

に今年の一月十九日の夜高松郵便局か

ら発火いたしましたので、局舎が全焼い

ました。相当のけが人も出たので、

ありますが、この火災で焼損軒数は約

十軒あります。高松郵便局は御承知の

ように目抜きにありまして、この焼損

された十軒はほとんど商店街でありま

す。これに對しまして、政府の方から

九万八千円の見舞金が出たそうであり

ますが、その後損害については一向政

府の方で取上げておられない。類焼さ

れたものは、松山通信局を通じて、

約一千万円の損害賠償の請求を政府に

出してあるということですが、

そのときから約半年たつております

が、まだ何らの通知に接しないという

ので、地元民は非常に不満を持つてお

ります。また聞くところによります

と、應舎の方はこの六月ごろに新築に

かかる。公共性の上から行きまして、

應舎を早く建てることはけっこうであ

りますが、火元の方は再建にかつて

おる、焼かれた方は一向かまつかれ

ないというので、非常に不満があるの

であります。その後の経過につい

て、政府はどのような御処置をとる考

えであるか、お尋ねしたいのでありま

す。

○小澤國務大臣 成田君のお話のよう

に、一月十九日に高松電信局その

他から出火いたしましたので、約七戸の民

家が焼損した点はお話の通りでありま

す。なお當時とりあえず御指摘のよう

な金額を、見舞金として出しておつた

こともその通りであります。ただ問題

は、はたして失火であるかどうかとい

う問題が一番中心になつておりまし

て、御承知のように通信省職員の不注

意によつて失火であつた場合と、不可

抗力による場合とは、おのずから責任

の範囲が違ふと思ひます。ところが、

一般的にはいわゆる失火というような

意味で、一月二十八日あたり所轄の検

察廳に書類が送られておるらしいので

ありますが、松山通信局の報告により

ますと、これは失火でなく、問題の煙

突が、過熱によつて出火したのだとい

うようなことはあり得ないという、一

應報告が来ておるのであります。なお

檢察當局におきまして、いわゆる失

火あつたものと認めて、決定はしてお

らぬという報告を受けております。従

つて通信省が、ただちに関係者からの

損害賠償に全般的に應ずるかどうかと

いう点については、この点が明白にな

らぬと、できないのであります。も

ちろん官廳と民間でありますから、できるならば、多少のことでしたら、何とか行政的に処置をしたいと考えておりますが、相当な金額でありまして、管理者としては責任が明確にならない限り、これをただちに出すという事は、無責任きわまる処置という事になります。無責任きわまるので、慎重を起してありますが、いやしくも通信省の職員の不注意によつて、火災が起きたのだということになりますれば、その損害の事情を十分調査いたしまして、至急にその賠償をする考えでおります。つまり延びておる原因は、この通信省の職員の過失によつて生じた火災であるかどうかということが、一番の論点になつておるような事情であります。

○成田知巳君 お話の筋合いはわかりましたが、それでは、失火ということになりますと、適当な損害賠償をお出しになると言われるのであります。失火の認定を檢察当局がされたときに、一應政府として責任をおとりになるのか、それとも失火責任でこれが裁判になりまして、裁判ではつきり重過失であつたという認定があつたときに、政府としては責任をおとりになるのか、どちらでありますか。

○小澤國務大臣 これは嚴格に言いますと、いまでもなく被害者から損害賠償の訴訟が起きましたと裁判でこれだけの損害を支拂えというときに支拂うということが、一番間違いないのであります。しかし私どももいたしましては、必ずしもそうした裁判はなくとも、検事局で一應これは失火だと認めたとした場合におきましては、損害額のいわゆる妥当性さえお互いに納得つ

きますれば、ある程度支拂つても、われわれのいわゆる義務が果せないといふようなことはない。換言すれば、そういう適当な処置をとることも許されておるものと考えて、そういう場合には適当に考慮したい。ただし額ははだしくわれわれの考えと違つてゐるような場合は、おのずからやはり裁判所の判定をまつよりはかはないと思ひます。

○成田知巳君 最後にちよつとお願ひしたのであります。不可抗力という解釈でございしますが、周囲の高松市民の話を聞きますと、あれは紙と板でつくりつたようなトラックだということでありまして、ストロブをたぐということと自体が、非常に危険であるというふうな見方をしておる人が非常に多いのであります。そういう点から行きましてならば、工作物そのものに過失があつたというふうな解釈もできるのではないかと思ひます。工作物の過失による損害だと言ふこともできると思ひますが、不可抗力という判定がありまして、損害賠償の点については適当な御考慮を願ひたい。最後に希望を申し上げておきます。

○小澤國務大臣 成田君はなか／＼の法律家であつて、法律論をもつてつた達めたこともあつて、苦い経験も味わつておられますが、そういう論も立たぬわけではありますまい。しかし常識的にいへば、高松郵便局が日本中で一番悪い建物でもないし、また建物の中でストロブをたぐることが責任になるということ、一般的には論議をされておられますが、しかし成田君は極力被害者の立場を考慮して言われることでもあります

から、できるだけわれわれの説明のつら／＼範囲内においては、この判定を成田君の法律論に持つて行くように、進んで行くつもりであります。

○成田知巳君 どうもありがとうございます。

○辻委員 それでは四月二十八日、五月二日、本委員会に付託されました郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案及び郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案、以上三案を一括議題とし政府より提案理由の説明を求めます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「増増金」を「増増金品」に改め、同條第一項第四号中「同二年以下であるとき 年三分」を「同一年を超え二年以下であるとき 年三分二分九厘」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

増増金品に附定額郵便貯金及び郵便貯金切手の増増金品については、所得税及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）による不動産取得税を課さない。

第三十二條中「五円以上」を「十円以上」に改める。
第三十四條を次のように改める。

第三十四條（小切手の預入） 持参人

拂の小切手は、省令の定めるところにより、その小切手金額でこれを通常郵便貯金に預入することが出来る。

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、貯金の現在高がその小切手による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條中「有價証券」を「小切手」に改める。

第四十六條中「三年」を「二年」に改める。

第四十七條第一項を次のような改める。

積立郵便貯金の一回の預入金額は、百円以上千二百円以下（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下）とし、預金者がこれを定める。但し、百円未満（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満）の端数を附けることができる。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條（拂もどし制限） 定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、郵政大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため（増増金品に附定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため）特にその必要があると認めるときは、すえ置期

間内でも貯金を拂い渡すことができる。

増増金品に附定額郵便貯金について前項但書の規定による貯金の拂渡をする場合においては、郵政省は、貯金額からその千分の五に相当する金額に拂渡の月からすえ置期間の満了の月までの月数を乗じた金額を控除する。

第五十三條第一項中「二年」を「六箇月」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案
郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案（整理の内容）

第一條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の定めるところにより郵便貯金の預金者のために保管する証券であつて昭和二十三年三月三十一日以前に発行されたもの（以下「整理証券」という。）は、郵政省が、預金者に代りこれを大蔵省預金部等に賣却し、その代金を当該証券の証券保管証又は証券保管通帳に記入されている記号番号の郵便貯金通帳に係る通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金に組み入れる。但し、預金者が昭和二十四年八月三十一日までにその返付又は賣却の請求をした整理証券については、この限りでない。

2 前項の規定により組み入れられた貯金（以下「証券整理貯金」という。）は、昭和二十四年九月一日から当該通常郵便貯金又はすえ置郵

便貯金に組み入れられた貯金（以下「証券整理貯金」という。）は、昭和二十四年九月一日から当該通常郵便貯金又はすえ置郵

便貯金となつたものとみなす。
3 第一項本文の規定による賣却については、預金者は、料金を納めることを要しない。
(賣却の價格)
第二條 前條第一項本文の規定により賣却する整理証券の價格は、政令で定める。

(郵便貯金通帳に対する記入)
第三條 地方貯金局は、預金者の請求に因り、証券整理貯金の金額を当該証券整理貯金が組み入れられた通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の郵便貯金通帳に記入する。
2 前項の規定による記入の請求は、郵便局に、同項の郵便貯金通帳及び当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳(証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書)を提出してするものとする。

(証券整理貯金の拂もどし)
第四條 証券整理貯金については、その金額が前條第一項の規定により郵便貯金通帳に記入された後でなければ、その拂もどしをすることができない。但し、通常郵便貯金となつた証券整理貯金については、その全部拂もどしをする場合に限り、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その拂もどしをすることができ。

2 前項但書の規定による拂もどしの請求は、郵便局に、当該証券整理貯金が組み入れられた通常郵便貯金の郵便貯金通帳を提示し、且つ、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳(証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書)を提出してするものとする。

の事由書)を提出してするものとする。
3 第一項但書の規定による拂もどし金の拂渡は、郵便局において、地方貯金局の発行する拂もどし証券と引換にする。
(権利の消滅)
第五條 昭和三十四年八月三十一日までに第三條第一項の規定による記入の請求又は前條第一項但書の規定による拂もどしの請求がないときは、証券整理貯金についての預金者の権利は、その時において消滅する。

(郵便貯金法の適用)
第六條 第三條第一項の規定による記入の請求は、郵便貯金法第二十九條第一項の規定の適用については、貯金の預入とみなす。
附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 郵便貯金法の一部を次のように改正する。
第九條中「その他の証券」を削る。
第六十五條を次のように改める。
第六十五條(保管証券) 第九條に規定する取扱をする國債証券は、昭和二十三年四月一日以後の発行に係る國債証券で額面金額千円以上のものに限り。
第六十八條第一項中但書を削る。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律
第一條 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証券をいい、「印紙」とは、収入印紙をいう。
第二條 郵政大臣は、郵便切手類及び印紙を賣りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類及び印紙の賣さばき人を選定し、郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。
2 郵政大臣は、當利を目的としな

い法人のうちから印紙の賣さばき人を選定し、印紙の賣さばきの業務を委託することができる。
3 郵政大臣は、前二項の郵便切手類及び印紙の賣さばき人並びに印紙の賣さばき人(以下「賣さばき人」と総稱する。)を選定しようとするときは、賣さばき人にならうとする者の申込を受けるため、省令の定めるところにより、必要な事項を公告しなければならない。
4 郵政大臣は、賣さばき人にならうとする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんにより賣さばき人を選定しなければならない。

第三條 賣さばき人は、その業務を行うため、郵便大臣の定める場所、郵便切手類及び印紙の賣さばき人にあつては郵便切手類賣さばき所を、印紙のみの賣さばき人にあつては印紙賣さばき所を設けなければならない。
第四條 賣さばき人は、國の行う郵便に關する業務の一部を行う者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならない。
第五條 賣さばき人は、省令の定めるところにより、一般の需要をみたすに足る數量の郵便切手類及び印紙を郵政省から買ひ受けて常備し、定價で公平に賣りさばかなければならない。
第六條 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所(以下「賣さばき所」と総稱する。)における郵便切手類及び印紙の賣さばき時間は、省令で定める。

第七條 郵政大臣は、賣さばき人に對し、第五條の規定による郵便切手類及び印紙の賣渡月額に左の割合を乗じて得た金額の賣さばき手数料を支拂ふものとする。但し、その金額は、一箇月一萬千円をこえてはならない。
賣渡月額五千元以下の金額 百分の五
賣渡月額五千元をこえる五万円以下の金額 百分の三
賣渡月額五万円をこえる金額 百分の一
2 前項の賣さばき手数料の支拂の手続は、省令で定める。

第八條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にかかわらず、死亡の日から六十日以内に限り、その相続人の一人を賣さばき人として郵便切手類及び

印紙の賣さばきの業務を委託することができる。
第九條 賣さばき人が郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務をやめようとするときは、省令の定めるところにより、少くとも三十日前に郵政大臣にその旨を届け出なければならない。
第十條 左の場合においては、郵政大臣は、郵便切手類又は印紙の賣さばきに関する契約を解除することができる。
一 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が郵便切手類及び印紙を賣りさばくのに必要な資力又は信用を失つたとき。
二 印紙の賣さばき人が、當利を目的としな

い法人でなくなつたとき。
三 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。
四 郵政大臣において当該賣さばき人の賣さばき所の場所において、郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行う必要がなくなつたと認めるとき。
第十一條 第五條の規定に違反して、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣りさばいた者は、一萬円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に郵便切手類の賣さばき人である者は、この法律により選定され郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託された者と、現に印紙の賣さばき人である者は、この法律により選定され印紙の賣さばきの業務を委託された者とみなす。

3 第一條の規定にかかわらず、当分の間この法律において「印紙」とは、収入切手及びこれに代る取引高税印紙をいうものとする。

○小澤國務大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の郵便貯金法は、一昨昭和二十二年十一月の制定にかかるとありまして、旧郵便貯金法に全面的な再検討を加えまして、郵便貯金をして眞に一般國民の簡易確実な貯蓄手段たらしめることを旨として改正されたものであります。幸いこの新郵便貯金法の実施以來、一時は減少の傾向を示しておりました貯金高も、漸増趨勢に轉じ、昨年三月末の五百一億圓に對し、本年三月末においては、八百億圓に達しまして、國民生活の安定とともに、インフレの防圧に寄與するところが少なくなつたのであります。ところが、その後の經濟事情の変化に伴ひまして、さらに一段と郵便貯金の利用を容易にして、貯蓄の吸収をはかるとともに、一面、健全財政の要請に應じて、事業經營の合理化を期する必要が生じたため、ここに

この法律の一部を改正したいと考へまして、本案を提出したのであります。

改正法案のおもなる内容は、一、定額郵便貯金及び積立郵便貯金のすえ置き期間を短縮すること。二、通常郵便貯金及びすえ置き郵便貯金の最低預入金額を引上げる。第三といたしましては、無記名の地方債証券及びその利札による郵便貯金の預入制度を廢止すること。第四といたしましては積立郵便貯金の一回の預入金額を引上げる。第五として増額金附定額郵便貯金のすえ置き期間内における拂もどしを認めること等でありまして、この改正によりまして、郵便貯金は、一段とその機能を発揮することができるようと期待せられるのであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

次に第二といたしまして、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便貯金の預金者の便宜をはかるため、郵便貯金の一部で國債証券等を購入し、これを保管する取扱いは、明治二十四年に創設され、また預金者の所有する証券を受入れて保管する取扱いは、明治三十八年から始められたものであります。明治三十八年末當時の保管高は、枚数二万二千六百枚、額面金額二百三十三万三千圓にすぎなかつたものであります。その後この取扱いは、証券による行賞賜金の制度及び郵便局における國債賣出しの制度の実施等により、漸次拡充せられ、ことに昭和十二年日華事變が始まりましてからは、巨額の戰時國債、貯蓄債券及び

報國債券が、きすびをついで發行されましたのに伴ひ、その消化策として、この証券保管制度の利用が、無料または低料金によつて奨励せられましたために、その保管高も戰時中顯著な増加を示し、今日なお約一億三千九百萬枚、額面金額二十二億七千萬圓の証券を保管しているものであります。一方、この取扱ひには、年額約二億四千圓の經費を必要としておりますので、保管証券一枚当り平均額面十八圓に對して、年額約二圓の費用をかけているわけでありまして、ところが、もと／＼この証券保管の制度は、國の財政政策の方針に従つて運営されて参りました關係から、從來利用者の納める取扱ひの料金には、ほとんど期待することなく、その經費は主として一般会計及び大藏省預金部特別會計からの繰入金に依存して参りましたものであります。官營事業の獨立採算制の確立が緊要とされております今日においては、この業務をこのまま採算のとれない状態で運営して行くことは、いたづらに經費を増し、國の財政に悪影響を及ぼす結果となり得るので、とうてい許されないのであります。

そこでこの業務の今後の運営につきまして、何とか対処する方法を講ずる必要に迫られていたものであります。取扱ひの料金を引上げることによつて、その増収をはかり、收支の均衡を保つことも一應は考えられますが、過去の保管証券の大部分が、戰時中の發行にかかると小額証券でありまして、その九七％は二十圓以下のもので占め、一枚当りの平均額面金額も、わずかに八圓にすぎない実情にかんがみまして、一枚の保管証券について、年々二

円以上の料金をとることは、とうていなし得ないところであります。従いましてこの際、この過去の保管証券につきまして、通信大臣がこれを一括して適当な價格で賣却し、その代金を貯金として積み立てておくというような簡便な方法をもつて、臨時的に整理を行うことが最も妥當な措置であらうと考へられるのであります。これがために必要な規定を設けて、本案を提出した次第であります。以下本案の内容の大意について、簡単に御説明申し上げます。

まず整理の方法について申し上げますと、通信省が預金者のために保管している証券は、最近の發行にかかるとものを除き、すべて原則として大藏省預金部に賣却し、その代金を預金者の郵便貯金に組み入れるのであります。もつとも預金者の中には、この措置を希望しない者もあらうかと存じますので、これが実行に先だち、三箇月間の猶予期間を設け、この期間中に預金者の請求による保管証券の返付または賣却を認めることといたしてあります。

なおこの措置によりまして買ひ上げられる証券の價格は、別に政令の定めるところによることといたしてあります。が、その決定に際しましては、もとより預金者の利益を十分に考慮いたしまして、郵便局または銀行で行つております証券買上げの場合と同様の價格を定める方針であります。このようにして郵便貯金に組み入れられた貯金は、昭和二十四年九月一日にすべて郵便貯金となつたものとみなされ、その日から郵便貯金として利子がつけられることはもとより、一般の郵便貯金と同様に、拂もどしができることとなるわけ

であります。この措置によりまして、保管証券の換價を希望する預金者にとつては、別段の費用及び手数料を負担することなく、その目的を達することができ、きわめて利便であるのみならず、取扱者の側にとつても、歴大な保管証券に関する今後の処理を省くことができますので、經費の節減となり、郵便貯金事業の經營の合理化に資するところが少くないのであります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

次に第三といたしまして、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に關する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

郵便切手類賣さばき所は、明治四年郵便の創設と同時に、切手類賣さばき所として創設せられ、印紙賣さばき所は、明治六年印紙税の創設と同時に創設せられ、その後、名称及び制度の内容に若干の改正がなされて、今日に至つておるものであります。この間、全國津々浦々にあまねく分布して、その数は、郵便切手類賣さばき所は約六万二千五百、印紙賣さばき所は約二万三千、その賣さばき額は昭和二十三年度におきまして、大約郵便切手類六億八千万圓、印紙十六億圓に達しているものであります。

從來この賣さばき所及びその事務を行う賣さばき人に關しましては、通信省令で規定して参つたのであります。が、先般新憲法の精神に即應じて制定せられました新郵便法第五條及び第十三條におきまして、郵便の業務たる郵便切手類の賣さばきの業務の一部を、郵便官署以外の賣さばき人に委託

執行させる場合には、法律で定めることを要することとせられたのであります。また郵便の附帯業務でありますところの印紙の賣さばき業務につきましても、郵便切手類の賣さばき業務と同様、この業務の一部を賣さばき人に委託執行させる場合には、法律で定めるのが適当と考えられますので、ここに賣さばき所及び賣さばき人に関する基本的な事項を定めるため、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律の制定を、提案することとした次第であります。以下この法律案の要点につきまして、若干御説明申し上げます。

まず國と賣さばき人の関係及びこれに関連する賣さばき所の設定につきましては、従來郵便切手類または印紙の賣さばきの業務を行う者は、郵便局長から賣さばき人としての許可を受け、賣さばき所を設けて、郵便切手類または印紙を賣りさばくことになつておるのであります。この法案におきましては、國と賣さばき人の関係は、許可の關係とせず委託契約の關係としたのであります。

次に賣さばき人の資格につきまして、郵便切手類及び印紙の賣さばき人は、必要な資力及び信用を有するものとし、また印紙のみの賣さばき人は、從來通り営利を目的としない法人に限ることとしたのであります。またその選定の手続につきましては、機密等と公平の原則にのっとり、必要な事項をあらかじめ關係場所公告することと、適当な希望者が二人以上あつたときは、抽籤により賣さばき人を選定することとしたのであります。賣さばき手数料につきましては、現

在郵便切手類につきましては、賣りさばき人の買受月額に、その買受月額五千円以下の額に對しましては百分の三、五千円を超える額に對しましては百分の一の割合を乗じて得た金額となつており、印紙につきましては、賣さばき人の買受月額にその買受月額一万円以下の額に對しましては百分の三、一万円を超える十萬円以下の額に對しましては百分の二、十萬円を超える額に對しましては百分の一の割合を乗じて得た金額となつておりまして、その算出がさう複雑であります。そのみな料があまりにも少く、従つて賣さばきサービスの際においても、往々遺憾の點も見受けられますので、その算出の段階をできるだけ簡單化したしするものと、その手数料の額につきましても、賣さばき人に實際要する手数料に應ずるようにする趣旨をもちまして、同一賣さばき人につきましては、郵便切手類と印紙との賣さばき手数料を別々に算出せず、その一箇月の買受総額に、その総額五千円以下の額に對しましては百分の五、五千円を超える五萬円以下の額に對しましては百分の三、五萬円を超える額に對しましては百分の一の割合を乗じて得た金額とするのと、他方この賣さばき手数料を無制限に認めますときは、郵便局の窓口で賣りさばくのを適當とする大口のもの、不必要に賣さばき所を経て賣りさばかれる傾向を助長し、かたゞ賣さばき人が特定の大口購入者に、定價から割引いて賣さばく弊害を生ずるおそれがありますので、賣さばき手数料は、一箇月につき買受月額が百萬円の

場合における賣さばき手数料の額に相當する一萬千円を最高額としたのであります。右の賣さばき手数料率の改正に伴ひまして、昭和二十四年度においては現行料率に比し大よそ三千七百萬円、平均五八%の手数料の増加を見る予定であります。右は本年度通信事業特別會計の歳出に計上済みであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられるようお願いする次第であります。

○辻委員長 それではただいま提案理由のありました三件並びに簡易生命保険法案、郵便年金法案、及び郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、以上六案を議題といたしまして審議を進めたいと思ひます。質疑を許します。

○松本(警)委員 ただいま郵便貯金法に関する改正案の提案説明がございましたが、私は個人預入の最高限度は三萬円ということになつておると思ひますが、今度五萬円のものに十円に上げようという案であります。これは手数料も、これに要するところの人員費、あるいは紙の代金も非常に高くなつたので、こういう線に進むことは、これは社會の趨勢からいへば、當然なことと思ひますけれども、ややもするとサービス本位でやろうとする銀行でさえも、あるいは一円以上云々という問題を掲げて、宣傳しているようでありますので、郵便貯金というものは、これはもちろんバランス面に立つの必要はあるのであります。しかし公共的なところのやり方を、もう一層深くいたしますために、最小限度の金額を、第二回目からは十円以下では

困るなどというようにしないで、眞に零細なる金の保管者であるという観点に立つて營業されるかどうか。第一一回目の預かり金額が、ここに文書によりますと、五円を十円にするというように見えるのであります。十円以下のもので、てんで問題にしないというふうな考えで、当局者は進むのかどうか。この点に對するサービスにおける精神的なあり方を聞いてみたいと思ひます。これは大臣でなく、事務当局にお尋ねいたしたいと思ひます。

○村上(好)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。郵便貯金を現在の五圓の最低限度から十圓に引上げます。今御指摘のごとく銀行方面のある一部分では、この金額に制限をつけないで預入をさせているところがあることは承知しております。また同時に郵便貯金が一般大衆を相手とする公共的な事業であつて、かような金額に制限をつけることは、考慮を要すべき点のあるということも、十分了承されるのでございます。この点に關しましては、通信省といたしまして制限をつけることの可否について、相當考究をいたしましたのでございます。でき得べくんば、この最低の制限をつけずに、ただいまの御意見のごとく少額なものまで扱いたいという希望も相當強く持つておつたのでございます。しかし御承知の通り、一面この官業の獨立採算制が強調されて、この方から來る要請がまた相當強いのでございます。それで實際において十圓以下のものがどれだけ利用されておるかということについては、その実績を検討してみただけでございますが、その結果は十圓未満

はこの参考表の二十九ページにございしますが、わずかに全体の〇・八%しかないのでございます。貯金の取扱いは相當の手数、事務費がかかるのでございまして、通常預金の場合を申し上げますと新規の預け入れのためには通帳が一円二十銭かかります。事務費が九十十銭かかります。合計十円三十銭という取扱の経費がかかるのでございまして、これらの経費に對しまして十圓以下というものを扱うことは、非常に政府として苦痛とするところでございまして、かような關係からいたしまして、この際経費を極力節約するという立場から、かようにいたしたわけでございまして。

○松本(警)委員 そういふ趣旨のもとにおやりになられることは、非常にけつこうだと思ひます。そうすることによつて、貯金がどれだけ容易にふえるであろうかということの考究があるかどうか、そういうことをお尋ねいたします。

○村上(好)政府委員 ただいまの御質問は、これがために貯金の増加するの承りですが、これがために新しく特に増加するであろうという方面は、実はあまり研究しておりません。これがために相當手数料が省けるだろうという、そういう面を考慮いたしまして立案された問題でございまして。

○松本(警)委員 はなはだ簡単に御答弁願ひましたが、政府といたしましては、必ずや郵便貯金に對するところの目標額というものは、すでに御承知のようによつておられるのであります。この点につきまして何ら考究せずして、この案件をやつておられるということ

は、はなはだ政府事業としてはずさんだと私は言わざるを得ないと思うのであります。ことに今度の目標額というものは、昨年の目標額よりもおそく減つておるだろうことを私は存じておるのであります。しかるがゆえに、昨年度の目標よりも今年は——もちろん社会の情勢によつて、インフレからデフレーションの状態に立ち至るからして、こういう論点が社会の情勢であるから、目標が減つた、こういうのであります。一面にこういういふゆるもうかるものだけやろうというあり方でもつて、もしも政府事業がやつて、そうして預金に対するところの目標額というものは昨年度よりも非常に下つておる。こういうことを思い起すときにおきまして、何らかそこにもう少し政府の誠意あるところの研究の結果を発表していただきたいと思うのであります。お答えによりましては、再質問を許していただきたいのであります。

○小澤國務大臣 松本君のお尋ねの趣旨はこの最低額の問題であります。最低の額を設けたために、今年度の貯金金額が増加するとは考えておりません。むしろ多少とも減退するのではな

いかと思ひます。局長も先ほどお答えしたように、新しくかりに貯金を始めるような場合に、台紙並びに事務員の取扱ひ実費というものは大体十円以上になりますから、かりに五円だけ預金してうつちやらかされておきますと、台紙代もないということになりますので、これは國民諸君には、サービスの上から不親切のようには一應なりますけれども、やはり独立採算制ということとを強く考えた結果、できるだけ事務を省いて、そうして實際に收支のバラ

ンスがとれるものだけを一應扱おうという趣旨が、五円を十円にした趣旨でありまして、この面から預金が今年度

に増加するとは考えておりません。むしろ最高金額を上げた点で、これはもう相当の貯金が増大するであろう、こういう目標の上に立つております。大体たゞ、本委員会でも申し上げました通り、二十四年度の預金の目標額は四百億を目標といたしておりますので、昨年度の実績よりは非常に多く目標を立てております。しかしこの目標額はたゞして目標通り行くかどうかということは、松本君の御意見の通り経済情勢の客観情勢から見て、必ずしも樂觀は許されません。許されませんが、現在の段階におけるわれ／＼國民といたしましては、どうしてもこの貯金の額の上昇によつて、一方におきましては國家の運用による資金を潤沢にし、一方においてはインフレーションの進行を抑えるというやうな、両面の長所がございますので、できるだけあらゆる手段を講じて、ただいま申し上げた通り四百億の目的を達成したいと考えております。

○松本(警)委員 通信大臣の方から御説明をお願いしまして一應了承したのであります。修正していただきたいのであります。目標額は三千五百億と私は記憶しておるのであります。従いまして預金増加額は、二千三百億の増加目標を立てておられるはずと思うのであります。それで昨年度の経済情勢並びに今日のあり方から申しますと、私は昨年度から見れば、今年の方は樂だと考

えておるのであります。その点大臣の考え方と私の考え方がちよつと違ひうに思ひますので、一應また御答弁願いたいと思ひます。

○小澤國務大臣 三千五百億というお話をありますが、一般の日本の財政計画によつて二千三百億というものの貯金の目標を立てていることは、これは一般會計におけるいわゆる全部の預金者に対する貯蓄額を想定したものでありまして、郵便貯金といたしましては本年度は先ほど申し上げました通り、四百億を目標として進んでおります。昨年度におきましては実績は約三百億ありました。従つて昨年度の三百億よりオーバーすることの百億ということを目標にして進んで行つていよう

な次第であります。

○松本(警)委員 大臣の言われたのは私もその通り承知するのであります。が、私の言ひ方が悪いのかどうか、私の考えることをびつたりくんでいただげなくて困つてゐるのであります。結論から申し上げますと、大臣に私の言わんとしているところを、聞いてもらえないという形にあるのであります。数字なしで申し上げますならば、昨年の情勢を考え、あるいは今日の情勢を考えると、おきまして、貯金の増加するということは決して困難なことではないと私は考えておるものであります。従いまして、こういうサービスの点において少し低下したというあり方によつて、目標を下げたのかどうか、あるいは今日の社会情勢からいつて、どうしてもできないという結論に立ち至つて目標を下げたのかどうか、こういう点において私の疑問があるの

であつた。この点において御回答願いたいと思ひます。

せん。つまり昨年においては三百億の実績があつたものに對しまして、今年度は松本君と同じ構想のもとに、もつと多く貯蓄し得る、こういう見通しのもとに四百億を目標にしておるのであります。昨年よりは目標は下げておりません。昨年よりは百億の増の見通しを持つておるわけでありまして。

○松本(警)委員 それは昨年度のいわゆる物價指數による研究のあり方でありまして、今年度のいわゆる社会情勢によるところの物價指數との観点に立つたところの増加率から見れば、今年の目標は樂だと私は考えるのであります。

○小澤國務大臣 この問題はなか／＼むづかしい問題でありまして、松本君の言うやうな考え方も立つのであります。従つて内輪の話を申し上げます。通信省内で予算を編成する際には、今年度は六百億の貯蓄目標という

ことを一應考えておつたのであります。しかしあまり大きな目標を立てて、そうして目標通りに行かぬということになりますと、あらゆる面に狂いが來ますので、堅実味を帯びてここに四百億という目標を立てたのであります。これは議論をすれば四百億の議論もありましようし、三百億の議論もありましようし、二百億という議論も立つかも知れませんが、今までの実績と、経済情勢をならみ合せて、政府として最後の結論を出したのは、ただいま申し上げた四百億であります。

というものであります。非常にけつこうであります。これに對して金額制限をもつてせられておるのであります。この金額の制限こそ、もう少し上げていいのではないかと考えておるのであります。事務当局者にお尋ねしたいのであります。もしも研究されたならば、その結果をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上(好)政府委員 お答えいたします。この金額の制限につきましては、ただいま一人当りの郵便貯金最高額は三万円と限定されておるのでござい

ます。これはこの三万円の基準として、積立貯金の終局の貯金額がそれになるやうに、二年間に亘ると、最高額がこういふことになるという計算のもとになつております。それで最高が、二年どいたしたために、千二百円、これが三万円に近い数字になるのであります。

○松本(警)委員 私は半年の分を言うておるのであります。いわゆる年限についての最高限におきましては半年云云の改正について……今の御答弁は當を得ていないと思ひます。

○村上(好)政府委員 もし私の了解が誤つておつたらまた訂正いたします。が、定額郵便貯金のすえ置きを六箇月にして、最高制限額に触れていないのはどういふわけかというふうに解釈されま

すが、もしそうだといたしますと、総額の三万円という額には動きはない、こういう前提で言つておるわけでありま

りでありますが、今までどうしても半年というものが許可にならなかったゆえには、他の理由があるはずである

と私は考えるのでございます。というのは郵便貯金というものと、銀行の預金を考えるときにおきまして、どう

しても通信省のあり方は、そういう問題になりますと、銀行業者に非常な影響を及ぼすことから、半年というものはおそらく許可になつていないはずでありまして、現在そういうことが一言もなく、ただ数字の点に就いて行つて研究がなされるのなら、よろしいのであります。われわれは今後の研究課題として、通信のいわゆる貯金問題をひつぎ立て立つ場合において、もしも地方銀行その他に何ら苦情が出ないというならばいざ知らず、必ずしも出ないとは限らないのであります。

従いまして、この点についての研究はなされなかつたかどうか、ということについてお聞きしたいのでござい

す。

○村上(好)政府委員 定額を六箇月にするにについては、従来銀行との関係において、これを一年以上にせざるを得なかつたというような関係は実はなかつたのでございます。この六箇月にするにについては、民間銀行を圧迫するというような問題は起らないという前提で――また問題は起つてお

も、あるいは今後も、そういうことは全然必要ないと言われるかどうか、お尋ねしたいのであります。

○村上(好)政府委員 将来も問題が起りましたら、そのときあらためて研究したいと存じます。

○松本(善)委員 この点については、現在検討しておられるのか、あるいは全然検討したことはないし、それに対する資料も何も持ち合せてないというのであるかどうか、お尋ねしたいのであります。

○村上(好)政府委員 銀行との関係につきましては、これは大蔵省預金部と、銀行局と十二分に協議の結果、かようなことにいたしましたのであります。銀行局としては、民間銀行に対する考慮は十分に拂われておるものと考

えられます。なおいろいろ御質問がございまして、これは六箇月を何ゆえにつくつたかということをお説明すれば御参考になると存じます。六箇月をつくりましたことは――定額郵便貯金は通信省では非常にこれに力を入れて奨励いたしておるわけでありまして。郵便貯金の奨励は、一に定額郵便貯金

その生命をなすといつても、過言ではないくらいにこれを奨励しております。この定額貯金を奨励するこの奨励上のわれわれの経験から、この一年という期間は長過ぎるという実際の預金者の声が、非常に強いのであります。それでせめて半年というものを

つくりたいという実際の希望が多いため、こういうことにわれわれは考えたのでございます。実際問題といたしまして、この一年の定額貯金は、法律で定められた事由のある場合には、一年間のいわゆる期間内の拂もどしと

いうものを認めておるのでござい

ます。その拂もどしが相当多いようござい

ます。二十五ページに表がござい

ます。期間内拂もどしが一七・一

○村上(好)政府委員 ただいまの御指摘のごとく、貨幣価値の下落のほげし

いときには、長期のすえ置きを希望しないのが常態である、これはまことに御説の通りでございます。従つてそれが短縮すれば、インフレに直接影響を持つて来るということになるわけであり

ます。それで一面拂もどしを便利に樂にやらせると同時に、一方裏にまわつて、通貨の吸収というものを、もつとそれ以上に強化しようというわれわれの考えなのであります。昨年は三百億の純増でありましたが、本年度は四百億以上を目標としてとうとうという考

えでござい

ます。従いましてこの樂な制度を設ける一面において、もつと通貨の吸収もやろうという結果になることを、

年金の方と最高制限額のわけ方に非常な差がある。どうしてかような区別をつけたかという御質問であります。これは前会にも申し上げておきました通り、本来ならば、物價その他資金の値上げ率と同じように、かえるのが至当だと思ひますが、御承知のように簡易保険事業におきましては、類似事業といたしまして、民間で生命保険をやつております。その民営保険に対して、あまり圧迫を加えてはならないということ、これは御承知の通り簡易保険事業創設当時からの方針であります。その方針に従いますれば、物價の値上り通り、正確にそのように急速に上げるといふことは、各方面と支障を來すといふような結果から、大蔵省ともいふん折衝いたしまして、さしむき通信省といたしましては、もう少し上げたいのだけれども、これでがまんしようといふことになつた結果、五万円に治まつた次第であります。

○松井(政)委員 ただいまお伺いたしましたところ、これは民間生命保険業者との関係がかなりあるような御答弁であつたのでござい

ます。この点生命保険といふものに對する考え方が反対であるのであります。というのは、先ほど一言申し上げた通り、要するに生命保険あるいはその他のものもろの保険といふものは、あくまでも社会保障の建前がほんとうの原理でなければならぬと考へております。従いまして今日の日本の民間の生命保険会社といふものは、御承知の通り生命保険事業を営むとともに、半面におきましては、金融関係における大きな役割を果しておるということは明瞭であり

ます。

○岡井政府委員 簡易保険の方と郵便

ます。従いまして、簡易保険というよ
うな、國營でやりになりまする生命
保險事業というものは、むしろ民間事
業よりも、政府が腰を入れてやらなけ
ればならない保險事業であり、さらに
そういう観点から考えますれば、民間
の生命保險業者の考え方を考慮に入れ
たり、あるいは民間の金融機関として
の二部の役割を果しておる業者のごき
げんをとるような形で最高額を制限す
るというがごときことは、われわれは
承服できないのであります。従いまし
てそれ以外の理由で、われわれの率直
に認める理由がございしますれば別で
けれども、そういう理由で五万円にし
て、片方の年金の方は十二万円にす
る。こういうことの考え方を継続され
るのであるか、この立て方が正しいと
お考えになつておるのか、念のために
お伺いしておきたいのであります。

○岡井政府委員 私どももいたしまし
ては、決して民間の意見に掣肘された
というようなわけではございません。
しかしながら先ほども申しました通り
、簡易保険というものは、本来民間營
保險で足りない分を補う、つまり少額
の保險金額で、民間保險でそれをやつ
ては採算がとれなくて、やることを好
まないという保險を、官營で受持とす
るということが、本来の簡易保險の成立
ちでありますので、その趣旨が現在も
なお生きておるといたしますれば、そ
の趣旨に従つて民間をあまり圧迫して
はいけない、ということとは、これは何
も民間からの意見があつたために、そ
れに掣肘されたというわけではなし
に、自發的に大蔵省ともいろいろ折衝
した結果、これがまず簡易保險のあり
方としては適當であるという確信のも
りです。従いまして、簡易保險というよ
うな、國營でやりになりまする生命
保險事業というものは、むしろ民間事
業よりも、政府が腰を入れてやらなけ
ればならない保險事業であり、さらに
そういう観点から考えますれば、民間
の生命保險業者の考え方を考慮に入れ
たり、あるいは民間の金融機関として
の二部の役割を果しておる業者のごき
げんをとるような形で最高額を制限す
るというがごときことは、われわれは
承服できないのであります。従いまし
てそれ以外の理由で、われわれの率直
に認める理由がございしますれば別で
けれども、そういう理由で五万円にし
て、片方の年金の方は十二万円にす
る。こういうことの考え方を継続され
るのであるか、この立て方が正しいと
お考えになつておるのか、念のために
お伺いしておきたいのであります。

とに、かようにいたしたような次第で
あります。
○松井(政)委員 この簡易保險の從來
のなり來つたその歴史と申しますか、
その上に立つた大蔵省と折衝の結果、
簡易保險というものの性質は、こうい
う形がよろうというところになつたとい
う御説明でございしますが、從來のな
り來りと申されるものが、不合理だと
いう見解が、すでにわれわれには生れ
て來ておるのであります。むしろ保險
事業というものは、全部國營にいたし
まして、社會保障の建前から、國民大
衆に利益を與えながら、それを國家事
業として育成して行くことというのが
本筋だと思ふ。そこに簡易保險を切り
かゝられるような構想をお考えになつ
ておるかどうか、お伺いしたいと思ひ
ます。

○小澤國務大臣 松井君の問題は、保
險制度の根本問題でありまして、從來
の簡易保險を政府がやつて來て、それ
からその他の大きい一般保險は民間が
やつて來ておつたのだ。その根本をど
う考へるかという問題だと思ふのであ
ります。従つて松井君の属する政黨の
考え方、すなわち金融資本云々という
点からいいますれば、松井君の言うよ
うに、民間の保險制度はただちに廢し
て、國家がすべてやるべきだという議
論は成立たぬわけではないのでありま
す。しかしわれわれもいたしましては
、今ただちにこの簡易保險の本來の
特質を無視して、民間保險と同じよう
な線に進むというようなことを決定す
ることは、この保險制度本來の姿に大
きな異同が生じますので、これをただ
ちにやろうという考へは、今持つてお
りませんが、今松井君も大体意見的に

お話がありました通り、保險事業は本
來國家が全部すべきか、あるいは民間
にまかしてはいかぬというような考へ
方については、理論上の相當の根拠が
あり、また現在の經濟情勢から、そう
した方面に少くとも近づいて行くよう
う考へ方が必要であるという点は、わ
れわれも認めておりますが、現在の段
階ではやはり五万円程度にすることが
適當だという見地に立つております。
しかし將來の問題については、松井君
の意見を十分考慮しながら、政府の具
体的方針をきめて行きたい、こう考へ
ております。

○松井(政)委員 大臣の答弁で、そ
の問題の質問は打切らなければなりま
せん。
次に私は、郵便料金値上げのときの
討論にも申し上げた通り、どうしても
國營事業として、國民を対象といたし
ます事業が、今回の通信省關係である
ことは申すまでもないのであります。
従いまして、國民全体を対象とする事
業においては、一つの法律を改正し、
あるいは他面において國民に負担をか
けるといふことにつきましては、その
半面、どうしても國民大衆の納得の行
く裏づけが必要だと思ふ。従いま
して今年年金法及び簡易保險の法案が
出ておりますが、これが國會を通過す
るときに、國民大衆に対して私は大き
な一つの裏づけをしたいと自分では考
えておる。その裏づけは、いわゆる積
立金運用に対する大蔵省から通信省へ
の移管の問題であります。この問題
について國會における法案通過ととも
に、その裏づけを國民にすることが、
保險事業あるいは年金の成績を上げる
ことにも大きな役割を果しますので、
これはぜひとも裏づけをしていただき
たいという希望があるのであります。
が、こういう考へ方について、政府は
どういう考へ方を今日お持ちになつて
おるか、お伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 今申し上げました通
り、積立金の運用については、松井君
その他の委員諸君と少しもかわつてい
ないと私は思ひます。ただその方法に
なつて來ますと、今この委員會で裏づ
けに希望條件をつけたとか、あるいは
決議に附帶條件をつけたといふことに
對して、私はそれに賛成だといふこと
は言へませんから、その点はよく御
承願つて、國會は國會独自の立場にお
いて、しかるべく善処してもらいたい
と思ひます。

○松井(政)委員 わかりました。その
次にもう一つ、今度はあらゆる法律の
改正と、それから行政整理の關係であ
ります。いろいろ出ております法律
は、すべからず成績を上げなければな
らないことが條件にされていふような
法律が多いのであります。従いまし
て、貯金の問題にいたしましても、年
金の問題にいたしましても、あるいは
簡易保險の問題にいたしましても、
サービスを必要とし、成績を上げるこ
とを必要としておりまして、この点は
行政整理とまことに反する形が事実の
上には存在すると思ふのであります。
そういう關係から考えますと、今度の
定員法による簡易保險事業、あるいは
その他の貯蓄扱いに関する事業の上に
おいて、人員整理がいかなる形に響く
ようなお考へを持つておられるか、ち
よつとお伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 人員整理の面にお
いて、通信事業の一般國民に対するサ
ービスを落さないといふこと、また現在
の労働力に對してさらに強化しないとい
ふ目標で、その許す範囲内で行政整
理をやりうと考へております。

○松井(政)委員 その方法について

○松井(政)委員 この簡易保險の從來
のなり來つたその歴史と申しますか、
その上に立つた大蔵省と折衝の結果、
簡易保險というものの性質は、こうい
う形がよろうというところになつたとい
う御説明でございしますが、從來のな
り來りと申されるものが、不合理だと
いう見解が、すでにわれわれには生れ
て來ておるのであります。むしろ保險
事業というものは、全部國營にいたし
まして、社會保障の建前から、國民大
衆に利益を與えながら、それを國家事
業として育成して行くことというのが
本筋だと思ふ。そこに簡易保險を切り
かゝられるような構想をお考えになつ
ておるかどうか、お伺いしたいと思ひ
ます。

○小澤國務大臣 松井君の問題は、保
險制度の根本問題でありまして、從來
の簡易保險を政府がやつて來て、それ
からその他の大きい一般保險は民間が
やつて來ておつたのだ。その根本をど
う考へるかという問題だと思ふのであ
ります。従つて松井君の属する政黨の
考え方、すなわち金融資本云々という
点からいいますれば、松井君の言うよ
うに、民間の保險制度はただちに廢し
て、國家がすべてやるべきだという議
論は成立たぬわけではないのでありま
す。しかしわれわれもいたしましては
、今ただちにこの簡易保險の本來の
特質を無視して、民間保險と同じよう
な線に進むというようなことを決定す
ることは、この保險制度本來の姿に大
きな異同が生じますので、これをただ
ちにやろうという考へは、今持つてお
りませんが、今松井君も大体意見的に

お話がありました通り、保險事業は本
來國家が全部すべきか、あるいは民間
にまかしてはいかぬというような考へ
方については、理論上の相當の根拠が
あり、また現在の經濟情勢から、そう
した方面に少くとも近づいて行くよう
う考へ方が必要であるという点は、わ
れわれも認めておりますが、現在の段
階ではやはり五万円程度にすることが
適當だという見地に立つております。
しかし將來の問題については、松井君
の意見を十分考慮しながら、政府の具
体的方針をきめて行きたい、こう考へ
ております。

○松井(政)委員 大臣の答弁で、そ
の問題の質問は打切らなければなりま
せん。
次に私は、郵便料金値上げのときの
討論にも申し上げた通り、どうしても
國營事業として、國民を対象といたし
ます事業が、今回の通信省關係である
ことは申すまでもないのであります。
従いまして、國民全体を対象とする事
業においては、一つの法律を改正し、
あるいは他面において國民に負担をか
けるといふことにつきましては、その
半面、どうしても國民大衆の納得の行
く裏づけが必要だと思ふ。従いま
して今年年金法及び簡易保險の法案が
出ておりますが、これが國會を通過す
るときに、國民大衆に対して私は大き
な一つの裏づけをしたいと自分では考
えておる。その裏づけは、いわゆる積
立金運用に対する大蔵省から通信省へ
の移管の問題であります。この問題
について國會における法案通過ととも
に、その裏づけを國民にすることが、
保險事業あるいは年金の成績を上げる
ことにも大きな役割を果しますので、
これはぜひとも裏づけをしていただき
たいという希望があるのであります。
が、こういう考へ方について、政府は
どういう考へ方を今日お持ちになつて
おるか、お伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 今申し上げました通
り、積立金の運用については、松井君
その他の委員諸君と少しもかわつてい
ないと私は思ひます。ただその方法に
なつて來ますと、今この委員會で裏づ
けに希望條件をつけたとか、あるいは
決議に附帶條件をつけたといふことに
對して、私はそれに賛成だといふこと
は言へませんから、その点はよく御
承願つて、國會は國會独自の立場にお
いて、しかるべく善処してもらいたい
と思ひます。

○松井(政)委員 わかりました。その
次にもう一つ、今度はあらゆる法律の
改正と、それから行政整理の關係であ
ります。いろいろ出ております法律
は、すべからず成績を上げなければな
らないことが條件にされていふような
法律が多いのであります。従いまし
て、貯金の問題にいたしましても、年
金の問題にいたしましても、あるいは
簡易保險の問題にいたしましても、
サービスを必要とし、成績を上げるこ
とを必要としておりまして、この点は
行政整理とまことに反する形が事実の
上には存在すると思ふのであります。
そういう關係から考えますと、今度の
定員法による簡易保險事業、あるいは
その他の貯蓄扱いに関する事業の上に
おいて、人員整理がいかなる形に響く
ようなお考へを持つておられるか、ち
よつとお伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 人員整理の面にお
いて、通信事業の一般國民に対するサ
ービスを落さないといふこと、また現在
の労働力に對してさらに強化しないとい
ふ目標で、その許す範囲内で行政整
理をやりうと考へております。

○松井(政)委員 その方法について

は、まことに賛成するものであります
が、これはそういう心配はいらないと
おつしやられればそれまでであります
が、しかし今度の定員法によりまし
て、人員の整理、行政整理をやるよ
うな場合に、必ずしもそういう形の面
でない部分が出て来るのではないかと
いうことが考慮されるのであります
。そういう場合に、たとえば人員が
さらに必要であるというのに、頭から
定員がきまつておりますので、そのた
めにやはり何割かは減らさなければなら
ぬ部分が出て来る。それからもう
一つ、今度の法律が通つたので、貯
蓄、年金、簡易保険事業については、
さらに成績を上げるために、事実上は人
員をふやした方が、サービスにも、成
績を上げるにもよいと思うが、びたつ
と定員法によつて人員がきまつており
ますので、定員法以外の人を使うわけ
に行かない。従いまして、それ以上必
要なものはない。あるいは臨時の形
において使用せざるを得ない部分が出
て来やせぬか。その出て来た場合にお
ける臨時の取扱ひ方が、三箇月か四箇
月の臨時で済む事業内容じやないと思
う。そういうしきと、一年、二年、
三年、四年の臨時的なようなものが生
ずるおそれがあるように、われわれは
察知できるのであります。こういう問
題についての取扱ひ方は、もう一つの
法案を通して、それ、具体化
する場合と、今の定員法関係におけるそ
ういう面についての御見解を、お伺い
したいと思ひます。

○小澤國務大臣 保険契約の二十億、
それから郵便貯金の四百億の目標とい
うような線は、当初からの計画であり
まして、これは今定員法が実施された
からというて、それに支障のあるよう
な方法では、行政整理をいたしてあり
ません。従つてこの目標を達成するた
めに臨時雇を置くとか、あるいは何ら
かの方法で援助を受けるとかいうよう
なことは、今考へていないのでありま
す。もしわれわれの目標が異なりまし
て、通信事業の完壁を期するのには、
まさに出されんとする定員法では不足
を生じたという場合には——これはそ
ういふことではないと私は考へておりま
すけれども、その場合には、正式に國
会に定員の増加を求めてやるつもりで
あります。

○田島(ひ)委員 ただいまの松井委員
の質問に関連しまして、私もこの前大
臣に御質問いたし、人員の整理に関し
て、労働強化にはならないという一應
の御返答をいただきましたが、数字の
面で少し見ますと、やはりどのくらい
しか整理しないのか、あるいは全然し
ないのか、その点はわかりませんけれ
ども、大体定員法からいまして、二
割は削減になる。そうしますと、大臣
は一應抽象的に労働強化にはならない
と言われましたが、たとえば簡易生命
保険の方でも、少額契約は大幅に整理
するといふ、その一つの点を見まして
も、大体総数八千万件くらいは現在あ
るじやないか、これを半分に減らすと
見まして、四千万件でありますので、
これを四年間に割つてやりまして
も、大体一年間に千万件はこれを整理
しなければならぬ。四千万件を整理し
ますのに四年間かかります。そういう
しますと、実際の面では、人員が減り
ますれば、これは仕事の面でどうして
も仕事ができなくなる。これはやはり
具体的に大臣のはつきりしたお答えを

私はいただきたい。
それに次ぎましてもう一つは、大体
二十四年度の簡易保険の目標額達成は
二十億になつておりますが、人員が減
りますと、一應目標額をきめてありま
しても、これはやはり人間が勧誘して
集めて参るものですから、これだけの
二十億の目標を達成するにつきまして
も、相当の人員——大体私が調べまし
たところでは、一万三千六百人くらい
が必要だといわれております。ところが
が、現在の人員は約五万人であります
。それから二割の一万人減ります。
そうすると、募集要員がずつと減りま
して、目標は二十億になつております
けれども、実際の面では、大体五億圓
くらいが収入の面に入つて来るという
ようになつて来ます。それから収入
が減りますれば、いろいろな支出の
面、それから募集手当、そういうもの
を引きますと、かえつて赤字になりま
して、大臣の目標としておられます二
十億はとうてい及ばず、差引私の勘定
では大体十六億圓くらいの赤字になる
のじやないか。こう見るのです。この
点二つだけもう一應念のためにお答え
いたしたいと思ひます。それから続
いてほかの点についても二、三お聞き
したいと思ひます。

○小澤國務大臣 田島委員から何度も
質問を受けておるのでありますが、要
するに松井君にもお答えした通り、今
年度の貯蓄目標は四百億、保険は二十
億を契約の面で行う。その目途とい
つたしまして、おのづから定員の整理は
事務的にやつております。従つて整理
をいたしまして、なおかつこの目標
を達成するという方針で、事務的に
も、現実的にも、困らないような方策

を講ずるという方針でございます。な
おただいま具体的に田島委員が御指摘
になりました、保険の切りかえにこれ
だけいる、あれだけいるというよう
なことにについては、他の政府委員から御
説明いたさせます。

とができるという確信を持つておりま
す。

○田島(ひ)委員 ただいまのお答えで
は、私は労働強化の点では満足いたし
ませんけれども、この点は大臣が労働
を強化しないというお言葉があります
から、このくらいにしておきます。
その次にもう一つ、やはり先ほどの松
井委員の御質問に関連しまして、六章
の問題であります。ここに積立金の
運用という項がございますけれども、
現在積立金とその運用を大蔵省の方
に持つて行かれておるのに、ここにこ
ういふ項目を書かれておられますとい
うことは、大臣は、特別にこちらの方
に運用をさせてもらへるという確信を
持つて、こういうものが出ておるのか。
私は法律のことはあまりよくわかりま
せんけれども、法律上に何か違反する
のではないかとお考えを申し上げます。
あるいは近いうちに運用できるという
確信を持つてなされておられますのか、
その辺の点をひとつお答えをいたされ
たい。

○小澤國務大臣 この規定は郵政省設
置法にも規定してありまして、どなた
かの御質問にお答えしましたが、この
法文の建前は、現在のような姿にお
いても、この法文上は反しないという建
前でやつておるのであります。換言す
れば、この法律の規定を設けたとい
うことが、このままでも、ただちに大蔵省
の運用がこつちにもどるといふ意味で
はないのであります。でありますか
ら、私どもは現実の政治問題として、こ
の規定にかかわらず、先ほど松井君か
らお話のあつたような方向に、どうし
ても近い将来のうちに進みたいと思
つておりました。この規定があるから、

それで当然来るのだという意味ではないのであります。一方の行政的取扱いは、この法律とは関係なく、大蔵省が扱ひ得るようになっておりますから、今の姿でも、この法律がかりにあつたところで、大蔵省がやつてきしかねないという解釈のもとに運用いたしておられます。従つてどうしても松井君のおつしやつたような道、また私どもの考へておるような道は、今後なお必要と考へております。

○田島(ひ)委員 ただいまの御説明はよくわかりました。もう一つ、これは前の設置法の問題のときにも大臣にお尋ねいたしました、ここでもやはり審議会制度が相当大きな力を持つております。方々に審議会というものがあつて、民主的運営というわけつこうな立場から、こういうものが置かれてゐるのだらうと思ひますが、事実そういう審議会の人員はどういう人々で組織されるか。私もといたしましてはぜひともこの中に従業員を入れたい、入れる實際上の民主的な組織ができてゐるかどうか、こういう点、ことに積立金なんかの運用が問題になりますときに、この審議会が大きな力を持つてゐないか。私個人で言へば、実際積立金の問題は、大蔵省にありましようとも、通信省にありましようとも、だれのためにどういふふうに使われるかというところが根本の問題です。通信省にいたしましても、その運用が民主的にほんとうに利用されなければ、またそこに欠陥が出て来ると思ひます。その点でこの審議会が今後大きな力を持つて来るのではないか。その点の人員あるいは内容なんかについて、

おわかりになつてゐる点を御説明願ひます。

○小澤國務大臣 審議会制度の問題、これはそのうちこつちの審議会、いろいろございませう。従つてその審議会のごとく一つの特徴を持つてゐる。従つて委員の人選についても特殊の、別々の構想を持つてゐます。しかしながら現在の法律の予想してゐる点では、従業員組合からこれに入るという予定は持つてゐません。しかしその法律の解釈で、運用できれば運用できないことはあります。従業員を入れることもできないのではないのであります。が、今ただちにこれを入れますとか、入れませんとかいうことを、答へる程度になつてゐないことを了承願ひます。

○田島(ひ)委員 その点大臣としてのお考へはいかがですか。もし將來入れたいというふうなお考へはお持ちになつておられますか。

○小澤國務大臣 ですから、私の考へが、今入れるとか、入れないとかいうことを決定するまでに、まだなつておりませんというのが私の考へです。

○田島(ひ)委員 それではもう一つ、これはよく方々で不平が出ておりますが、保険金をいただくに参りますのが、事務上非常に煩わしい。私も直接ほかの者からも伺つたことなんです。が、たとえば今度小口が整備されました、大きくなりますけれども、いよいよもろいに行きますときに、戸籍謄本とか、いろいろのものをとりに行つたり来たりして、八百円ほどの保険金をもらひますのに、電車賃で五百円かかつてしまつたというふうなお声を伺つておるのですが、そういう点について、

て、もつと簡素な、簡易保険の名に適したような、いただきますときに、そういう便宜を國民のために拂われないうものかどうか。

○小澤國務大臣 田島君の御指摘のよう、おそろく保険金の受取りについては、戸籍謄本とか、あるいは印鑑証明とか、いろいろむづかしい制度になつておると思つてゐます。しかしむづかしい制度をとつておるということは、加入者を保護したいという趣旨からできておるのであります。しかし加入者を保護せんがために、かえつて加入者に迷惑がかかるというふうなことがあつては、いけませんから、それは事務の運営上適當に考慮して、今田島委員の考へておるよう、あらかじめ戸籍謄本が在るというふうなことを加入者に察知せしめておくとか、あるいは保険証書の裏にそういう場合を明記して、あらかじめ二度も三度も歩かぬでも、保険金をもらふときにはこういう考へで行くべきだということを予告しておくとか、あるいは窓口で保険加入者に教えるとかいうような方法にして、できるだけ煩わしいことのないように、すなわち保険金をもらふのに五百円もかからないような方向に、運用を仕向けて行きたいと考へております。

○田島(ひ)委員 大体私の質問をこれで打ち切らして、あとまだほかの法案については、私よくこれを理解しておられませんから、この次の機会に……

○浦口委員 先ほど私の質問に対して御答弁いただいたことに、もう一度お聞きするのであります。保険を利用する階級はどちらかと申しますと、庶民階級と申しますか、中以下になりま

すので、貯金に加入される場合に、期間の短いことも非常に問題ではありましようが、この貯金が將來役立つということが、非常に重大な関心である。今まで貯金は、インフレの高進時にあつては、政府の貯蓄増強に協力するといふことで、しかたなしにやつておる面がありますが、それを進んでやらせるのには、やはりインフレがこれ以上高進しない、ほんとうにささいな貯金でも、將來自分たちの生活に役に立つといふことを庶民階級に安心させませんと、おそろく目標がなか／＼達成しないのではないか。今年の予算を見ましても、税金もたいへん上る、失業者もいろいろ出る、こういうことになつておられますので、その点大臣は、インフレがこれ以上高進しないであらう、ほんとうにささいな貯金が將來あるいは一年後に同じ價值を持つて役に立つといふふう、庶民階級にお示し願へるかどうか。これが募集に非常に重大な問題だと私は思つて、お聞きしたい。

○小澤國務大臣 浦口君の先ほどの御質疑の趣旨は、大体においてこのインフレの高進の時期は、もう昨年あたりですんだのではないか、これからむしろデフレ、あるいはデイスインフレに入るのだから、必ずしも今のように入金者の心理のみを考へておつた制度では、逆になるのではないか、こうした御質問だと思ひます。私は浦口君の考へ方と大体似寄つております。しかしながら今までの一年の積立期間をなくして、半年にするわけではない。一年という期間は残しておく。さらに半年というものを新しくこしらへたと

いうだけで、かりに浦口君の考へに通

り、また私の憂うる通り、そういう事態ができてしまつても、半箇年の量が少ないだけでありまして、それがただちに貯金の減少になるというこは、きまつてゐない問題であると思ひます。それからこれはほんとうに私の感じだけになりませんが、インフレレーションが高進した場合、それから高進しないで、俗にデイスインフレになつたような場合で、貯金というものの対する現実の姿が、どう現われるかという問題は、非常な大きな問題だと思ひます。非常な大きな問題と思ひますが、私の考へでは、一般銀行預金はかなりむづかしい問題になりますけれども、少額な預金を企図してゐる、すなわち小供の小づかい銭からためて行かうといふようなことを中心にしておる郵便貯金制度には、そうひどく影響しないといふ、これは私の感じで、あまり理論的根拠はないかもしれませんが、私の感じでは、一般銀行よりは影響度が少いのではないか、そういうふう

に考へております。

○松本(善)委員 この前、簡易保険の法案が通ります前に私が質問しておきました事項、傳染病を災害賠償條項に入れない理由については、印刷物をいただくましたので、一應その点については了承いたしました。

次に切手のいわゆる賣さばきの件であります。この郵便切手類賣さばき所及び印刷紙賣さばき所に関する法律案、こういう印刷物が手元にまわつておりますが、このいわゆる第五條と第七條に關連いたしまして、賣さばき人は省令の定めるところにより、一般の需要を満たすに足る数量の郵便切手類及び印刷紙を郵政省から買ひ受けて、常備

する

する

して定價で公平に賣さばきをしなければならぬ、こういう案件があるのであります。私は、もしも一般の需要を眞に満たすためには、第七條に設けられたる條項が、はたして妥当であるかどうかといふことについて、疑義を抱くものであります。なぜならば——ことに以前のこの賣さばきの法律の第十六條に、公共團體すなわち裁判所、登記所及び税務署の構内とか、これに接近する場所において賣さばきをなす場合にはこの限りにあらず、こういうような條文があつたのであります。が、今回そういう條文なしに、ただ今度の改正法案の第七條で、一箇月一萬千五百円を越えてはならない、こういう條文を設けられてゐるようでありまして、この点については、罰金でさへ、おそらく一萬元や二萬元の罰金といふものは、ことやすいのでございまして、一箇所やれば、小さなところで、罰金を納めるのにも、かつまた登記をなさる場合においても、数箇所や、あるいは数十の郵便局をかねてつて、そうしてやらなければならぬという場合もあると思ふ。ことに東京のようなところでありましたら、けつこうであります。が、いかななどにおいては、登記する場合においても、手続上非常に不便を來すものと考えてさしつかえないと思ひます。この第七條はそういう場合において、一般の需要を満たすどころか、一般に対する不自由を満たすようなものであると私は考えるのであります。ことに一箇月一萬千五百円の賣さばき額とありますが、おそらく小さな賣さばき所であつても一箇月一萬千五百円くらいの賣さばきといふものは、

は、数多いことと私は存じております。この点において平均的に満たすのでなくして、眞に在る者に対して、その需要をなぜどん／＼満たさないのかを逆に質問したい。私は民主自由のあり方から考えても、一箇月に一萬千五百円ばかりの、あるいはその他に、賣さばき所に対して制限を設けて行くといふあり方については納得が行かないのであります。この点について御説明を一應願ひたいと存じます。

○小澤國務大臣 松本君が調べておられる一萬円というのは手数料が一萬円という問題でありまして、一萬円以上の印紙が賣れないという意味ではない。すなわち百萬元までは賣れるということになりまして、これは實際の統計から見まして、百萬元以上印紙、切手を賣さばき所であるといふことは、わずかなのであります。先ほど提案理由の説明でも申し上げました通り、ないしよ、やみで何分引くから、どうだおれの方から買えというのとはやりまして、そうして通信省の利益をなくするといふ意味から、大体この見当で押えた方がいゝのであつて、必ずしも民主自由の政策に反したとは、私は考えておりません。

○松本(警)委員 大臣の答弁で一應は了承することにいたしますが、ごまかい事項でありますから、事務当局者に再質問したいと思ひます。現在罰金もあるいは過料も、一萬円単位で行くのが大体相場になつております。そういうわけでありまして、それを使用するところの場所にも賣さばき所があるといふことによつて、おそらく便宜を感じておる者があると存じます。従ひましてこういうものを廃止

することによつて、どれだけ通信省で得るかといふその歩合であります。が、さしたることはないと考えるものであります。が、こういう制限をもつてすれば、どういふ利益が通信省にあるか、という利益の算定について計算してあれば、その根拠について御明示願ひたいと思ひます。

○小笠原政府委員 郵便切手類賣さばき所、あるいは印紙賣さばき所は、私どもの考えは、要するに郵便局の補助的な機關といたしまして、郵便局だけでは、十分に各地の切手類あるいは印紙に対する需要を充足いたしますに十分であるといふ考え方から、こういう郵便切手類賣さばき所あるいは印紙賣さばき所を設ける趣旨でございまして、同時にこの印紙賣さばき所は別段從來の省令、たとえば御指摘になりました省令の登記所であるとか裁判所であるとか、そういうところに置くのをやめるといふ趣旨ではございません。置く場所はやはりそういうたような印紙あるいは切手類に対する需要の多いところに置く方針でございまして、その点はこの法律によりまして、十分実行できることと私も考えておるのであります。そしてまた今の最高制限を設けましたゆゑは、先ほど大臣から説明申し上げた通りであります。一面におきまして本來自らもの考え方からいたしまして、相当大口の利用者の方に対しては、なるべく郵便局で買つていただきたい。そしてむしろ補助的機關といたしまして、小口のものを賣さばき所等で買つていただきたいと希望いたします次第であります。賣さばき所であるといふことによつて、

通信特別会計は歩合を出さなければならぬわけでありまして。郵便局で賣れば、それだけ歩合の必要がないわけでありまして。本来郵便局で賣るべきものを、賣さばき所の窓口を通して賣るといふことになるので、それだけよいに手数料を拂わなければならぬ、そういう点がございまして、高額のものは、なるべく郵便局で買つていただくことを希望いたします。次第であります。それからまた百萬元にいたしたものは、一面大口の需要者等の關係におきまして、万一實際の額面よりも割引いて賣るといふような、不正な取扱ひをいたす者があつてはよくございませぬので、そういうようなことが起らないようにするといふ意味におきまして、大体百萬元に対する歩合が一萬千五百円に該當いたしますので、手数料はそれをもつて最高限度とする。しかしそれ以上にもちろん賣つていけないといふ意味ではございません。

○松本(警)委員 政府委員の答弁によつて大体了承いたしますが、こういう賣さばき所があるといふことによつて、思い切つて仕事のできるといふ裏書きを、いつでもしてくれと考へておつたのであります。あえて私はやみをやろうとするのでありませんが、いづつの場合においても、そういうふうな登記とかそういう線においてやる場合に、少しも利やなしでやるといふことは、ほとんど不可能な状態がしばしばあると思ふのであります。ことに現在の社會では、昔は十單位で行つたのが、百円で行くといふような世の中になつて、百萬元の一箇月の賣上げ歩合でもつて、一萬千円といふこの金額は、決して膨大な額でもないと思

えます。従ひまして、どうしてもこうしなければならぬかつたといふことは、いわゆる社會的な使命によつて、あるいは了解することができ得るであろうと思ひますけれども、これによつて収入の予想額をどう見越しておるか、この点であります。

○小笠原政府委員 実はこの点につきまして、詳しく数字を出しておりませんが、實際百萬元以上の印紙や切手を賣つておるところは、どのくらいあるかと言いますと、私どもの計算では大体全國で二十箇所ぐらいの予定であります。大都市の、しかも一部の特別のところに、そういうものがあるといふ程度でございまして、全國的に見ますならば、数は非常に少い次第でございまして、その非常に少いものに、過去の例といたしましては、月に數百萬円の切手、印紙を賣つてゐるところもあるわけでございまして。かようなものは私どもの希望といたしましては、なるべく郵便局の窓口で買つていただくことを、実は希望する次第であります。

○松本(警)委員 私の結論に対する答弁がないのでありますが、どれだけの収入を見越し、どれだけの収入額を予定しておられるか、この点をお答え願ひます。

○小笠原政府委員 百萬元以上を制限することによつて、いくら支出減になるかといふ点につきましては、今およそ三百五十万円といふこととございします。

○松本(警)委員 一應了承いたしました。

○松井(政)委員 これは法案に直接關係がありませんが、全体に關係があり

ますのでお伺いしたいのです。要するに今までも当委員会におきまして、いろいろ予算の問題からずつと審議をして来たのでありますが、その場合において、いつも政府当局から、行政整理の対象になるものが、三万八千というところをお伺いしておつたわけですが、ところが一方におきましては、実際に四万八千になるのではないかと、これはこの間の内閣委員会でも問題になったことは御承知あらうと思ひますが、そういたしますと、ここに行政整理の対象に食ひ違ひができる。この問題が一つ。さらにもう一つはむりのない方法によつて行政整理をして行きたい。この事柄につきましては、たびたび大臣の申されたことに、われわれは方法論として満腔の賛成をしておるわけでありまして、実際末端に参りまして、私はこういう事実の訴えを受けて、実は驚いておるのであります。今度特定局が昇格いたしましたして、昇格いたしましたやきに、十八年勤続、二十八年勤続、しかもみんな四十一歳か二歳の事務官であります、これがずつと格下げになりまして、はがきの整理をさせられておる。それからあるところにおきましては、整理の対象になるかもしれないというように局長から言われた。先ほど私が質問したいと言つたのは、そういう点なのですが、どうせ二等局に昇格したので、人員を多勢必要とするのだから、臨時職員ならば使つてもよろしいというやうな、未滿においては、行政整理が、きわめてわれわれの了解に苦しむ方法によつて行われている現実を見せられておるのであります。こういう事柄につきまして自然淘汰の方式が——大臣のたび

び言われるむりをしない自然の範囲でということ、そういう形において行われているという実情を御承知かどうか、御承知ならば、それに対する対策をどうおやりになるかということをお伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 まず第一点の整理の問題であります。たびたび申し上げましたように、予算面におきましては約三万八千人だけの行政整理を目標として計上しております。しかしこれに確定したとは申し上げていないのであります。一應予算を編成するのに、当然行政整理が行われるということを承知していながら、予算的措置を全然講ぜずにおくということはいけないのではないかと、大蔵省が何ら政府の全般的な意見を聞くことなく、従来の関係その他を考慮して、予算的措置を通信省の場合においては三万八千にきめた。従つて正式に行政整理をその通りするかということになつて来れば、それは当然違つて結果になるのであります。たびたび申し上げました通り、一般に三割、現業官廳は二割、但し実情を十分しんじやくして比率を上下することがあるべし、こういう基本方針でやつた結果が、今松井君御指摘のように、大体こまかい数字は別にしまして、三月一日の予算定員に對して一割一分行政整理をすることに政府は決定したのであります。従つて事実上におきましては、予算で予定したより一万人増加いたします。これは今まで話しておつたことと、決して矛盾したのではなくして、そういう考へのもに、私はお答えして来たつもりであります。

それから行政整理の具体的方法でござい

ますが、これも本委員会でお話ししました通り、私が就任すると同時に、やがて行政整理というものが当然あるべきことを予想いたしまして、いやくも行政整理をする際に、現実に誠意をするというところは、される人も困るし、また國家といたしましては、相当の金額の退職金をやらなければならぬから、できるだけ現実の面を避けるように努力することがあたりまえである、こういう見地から、就任当初、全國に新規採用は一切まかりならぬ、ただしせひやむを得ない、たとえば三人の郵便局で、二人がやめたという場合は、一人ではできませんから、一人ぐらひは許す、そういう場合において、あらためて通信局長を経て通信大臣の認可を得よう、こういう嚴重な通牒を發した結果、現在ではその補充がされずにやつております。そういう措置を講じましたけれども、こういう方法で具体的に行政整理をするのであるから、こうしろというやうなことは、少しも指令を出しておりません。従つて十三日に通信局長會議を開きまして、政府の方針を、大体十三日現在できまつた方針で通信局長に説明をいたしまして、具体的にどういう方法で行つたらいいかということ、協議する予定になつております。従つて今松井君から、具体的問題のいろいろお話がありましたが、そういう問題については、本省の方から通達をやつたためではなくて、考え過ぎてそういうやうなことをやつておるのかどうか、調べてみなければわかりませんけれども、少くとも通信大臣の責任においては、そういうことはさせてはおりません。従つて、ただ欠員を補充するなという以

外のことは、何も具体的には通知を出しておりませんから、もしやつておつたとすれば、それは一つの行き過ぎであると考えております。

○松井政委員 まず先の問題でありませんが、實際の場合と予算的措置の場合とで、一万人の食ひ違ひが出て来ておる。その場合における予算の運営の面に關する一万人の問題の処理が起つて参ります。この点について予算的措置をどうするかということをお伺いた

二

あれば、關係の局長と懇談を願つて、そういう行き過ぎがあれば十分に注意をいたします。

第一の問題ですが、予算的措置というところは、はつきり意味がわかりませんけれども、三万八千人を整理することに決定した予算を組みながら、四万八千人を整理するということはいかんなじやないか、というやうな意味ではないかと思ふのですが、この問題は、淺沼君からも通信、内閣連合委員會のとき質問があつて、それは返事はいらぬということですから答えなかつたのですが、いわゆる予算というものの執行方法になつて来るのです。予算というものは私どもの考えでは、いわゆる最高限度というものを國會に承認を得ているのであつて、その予算の範囲以上實際の支出をすることは相ならぬけれども、その予算の範囲内で、できるだけ節約するということは、これはむしろ、執行者の當然たるべき措置である。たとえば従事行われておつたやうに、年度末になると非常に予算が余つたから、年度内に使つてしまえとか、あるいはみんなので、官吏同士でわけて使つてしまえというやうなことは、かえつていけないのであつて、予算はどう組んであります、ほんとうに國家、國民のために大切なものはやむを得ませんけれども、節約できるだけのものは節約するといふことが、むしろわれわれの仕事だと思ひます。従つて今申し上げた通り、予算面では三万八千人しか切らないことになつておるけれども、ここで四万八千と一万人を増加して行政整理を断行しまして、二万人分のいわゆる支出が減少したというやうなことは、國會もしく國民

第二の問題であります。これは私言われましたので、局長に、われわれの方の今まで取扱つて参りました状態から推しまして、大臣の方でただいま申されたように、雇い入れることについては制限をしておるが、そういう方法で整理をしなくては、われわれは聞いておらないということを説明をいたしたのであります。局の人事課の方から、そういう左遷の具体的方法、さらに左遷されても二等局に昇格したので、人員は必要だから、臨時雇なら使つてもいいというやうな指示を與えられたといふことを、局長は正直に言つておるわけでありまして、もし具体的事実が必要であれば、私の方に資料があります。そういう事柄で減員しようと考えておられないのに、行き過ぎをやつたといふ場合における取扱いの点において、ひとつ明確にやつていただきたい、かやうに考えております。

○小澤國務大臣 逆ですけれども、最後の方からお答えいたしますが、今申し上げました通り、通信省本省としては何も指令を出しておりません。でありますから、具体的に郵便局の事実が

から、よりよく賞讃さるべき事項でこそあれ、これによつて非難を受けるべきものと考えていないのであります。従つて私どもは、今予算と現実とにおいて上になることはいけない。三万八千というのを二万八千で済ますというのとは、断じていけないけれども、少くあることは、しかも少くなつてサービスも落ちずに、労働も強化せずにやるというところであるならば、まことにりつぱなことをしてくれたいということ、國會からも、國民からもほめられると思ひます。そういうことによつていゆる法律上違反とか、あるいは予算審議に対して國會の意思を無視したというやうな問題は、全然起きないものだ、こゝろに考へておられます。これはこまかしい條文を見たのではないのであります、私は常軌的にそう考へております。淺沼君からもそうした質問があつたから、どうも淺沼君にしてそういう考へを持つておるのは、むしろおかしいと思つたくらいで、私答弁しなかつたのでありますけれども、そういうふうにも考へております。

○松井(政)委員 予算の三万八千というのを、四万八千にしたということについては、國民からもほめられていいというやうな大臣のお話でありました、それならば逆に三万八千人と予定しておるものが、一万よけい首を切られるという、首を切られる方の側の立場に立つた場合に、大臣はどう考へますか。

○小澤國務大臣 それは一万よけいになるとか、五千よけいになるとか、具体的問題としては承知しません。承知しませんが、この行政整理というものは、いやしくも國民、國家の財政上

の大きい見地に立つてやるのであります、その目的は、行政整理のための行政整理ではないのであります。私どもは一人だつて何ら職務の怠慢でない者を、まじめに働いておる者を誡首するということとは、人情において忍びません。でありますから、私は常に一人でも現実の誡首者がないように、お互いが協力すべきだと、いわゆる全通の諸君ともよく協議して——そうしてもよろしい、配置轉換というものも、諸君が協力してくれば、それだけ一人でも誡首が少く済むことであるから、そういうふうで、一人でも少くしよるじやないかというのを考へております。なるほど今言われる通り、形式論理から言へば、一人ふえたから一万人だけの誡首される者の身分も考へなければならぬ。と同時に、むしろに八千万の國民があるということを、まず第一に私は考へなければならぬと思ひます。八千万の國民の全部が、そんな者は切らずに置いておいて、税金をたくさん出そうというのであります。ば、何も苦しんで私は整理したくない。私はその人は氣の毒でありますけれども、八千万國民の大きな要望として、われ／＼はそういうことをやらなければならぬと強く決心しております。

○松井(政)委員 ただいまの問題につきましては根本的な見解の相違になりますので、お答え願わなくてもいいと思ひますが、大臣の方がそう言われるならば、私も申し上げたいのであります。というのは、たとえば封建的な農村に行きまして、きわめて政治的なベルの低いところに行きますと、いわゆる俗に言う役人というものについて

強い反感を持つております。従いまして諸君から取上げる税金によつてろくに仕事もしない役人、あるいは公務員関係の首を切るわけだから、そのためにそれだけ税金が安くなるという逆な宣傳をします場合、農民諸君は万々歳で拍手が起ると思ひます。しかしわれわれの考へ方は、あくまでも國家事業というものが大事であれば大事であるほど、能率を上げ、國民に親切でなければならぬという建前から来るならば、いわゆる予算面から見たり、あるいは財源を減らすために行政整理を行い、人間の首を切るといふ根本の考へ方に反対してゐるのであります。そういう議論になりますと、見解の相違で、これは答弁を願つても、私の方では納得の行かない理由になるので、答弁は都合によつてはやつていただかなくともよろしうございしますが、八千万の國民を生かすために、一万人よけい首切るので、これはさしつかえないという極端な言葉で裏づけられるやうな御見解には、どうもわれ／＼は賛成しがたい。従つて國家公務員にいたしまして、あるいは／＼の國營事業関係、あるいは公共事業関係におきまして、結局多くの人が眞剣に努力をし、成績を上げ、独立採算にいたしましたし、十分人員を雇ひ入れても、やり得る態勢をわれ／＼は望んでおる。それが結局八千万の國民に、そこから出て来る利益が回轉して、間接に、直接にその利益が與えられることが、政治だと私は考へておる。従つて八千万の國民の利益のために行政整理を行つて、従業員を一万人よけい首切るのはしかたがないという考へ方には、根本的に考へ方が違ふのであります。

すから、この点だけは明瞭に申し上げておきたいと考へております。

○小澤國務大臣 行政整理の必要なことは、松井君の属しておる社會党内閣當時にも考へておつて、できなかったものであります。われ／＼はやつてやうと思つておりました、むしろその意味において、涙をのんでやつておる。一万人首切るといふことをだれが望んでやるものですか。これは／＼理論はありましようが、現在の日本においては、／＼ない公務員に、むりに給料をやつておくだけの余裕は断じてないと思ひます。必要なものは、どこまでもいたしますが、だからいつて喜んでやるわけではなく、泣きながら／＼線に行くという、われわれの立場をむしろ同情していただきたいと思ひます。

○辻委員 ほかには質疑はありませんか。——それは簡易生命保險法案、郵便年金法案、この両案につきましては、質疑も盡きたやうでありますから、これにて質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○辻委員 御異議なしと認めまして、簡易生命保險法案及び郵便年金法の両案の質疑を打ち切ります。次会は来る九日月曜日午後一時から開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

昭和二十四年八月二十二日印刷

昭和二十四年八月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局